

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	川口市 国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民年金に関する事務では、システム使用契約に係る保守管理等の作業や、制度改正等に伴うプログラム修正業務委託契約において、契約業者による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を締結している。

評価実施機関名

埼玉県 川口市長

公表日

令和8年8月18日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、以下の事務を行う。 ①第1号被保険者及び任意加入被保険者（以下「被保険者」という）からの資格の取得、喪失、氏名変更、住所変更等に関する届出の受理 ②被保険者記録の訂正に関する届出の受理 ③付加保険料に関する申出の受理 ④基礎年金番号通知書の再交付申請の受理 ⑤被保険者からの国民年金保険料免除、納付猶予、学生納付特例に関する申請の受理 ⑥法定免除に関する届出の受理 ⑦老齢年金、障害年金、遺族年金、特別障害給付金、老齢福祉年金、未支給年金、死亡一時金、寡婦年金等の請求の受理 ⑧年金生活者支援給付金の請求の受理 ⑨受理した届出等の日本年金機構への報告
③システムの名称	・国民年金システム ・既存住民基本台帳システム ・共通基盤システム（庁内連携システム） ・団体内統合宛名システム ・住登外管理システム ・個人住民税システム ・社会保険オンラインシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 ・別表46項 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの ・別表116項 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・別表128項 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2・59条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	川口市 市民生活部 国民年金課
②所属長の役職名	国民年金課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係)〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係)〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び重点項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月18日	I 関連情報－3個人番号の利用－法令上の根拠	—	(追加) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2・59条	事後	根拠となる主務省令を追加記載するという形式的な変更であり、重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－②所属長	国民年金課長 福田 俊一	国民年金課長 伊藤 雅章	事後	人事異動による変更であり、重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	国民年金課長 伊藤 雅章	国民年金課長	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和1年6月28日	IVリスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和2年8月26日	表紙－特記事項	国民年金に関する事務では、事務の一部を外 部業者に委託しているが、委託先による不正入 手m不正な使用等への対策として、特に業者選 定の際に業者の情報保護管理体制を確認する とともに、秘密保持契約を締結している。	国民年金に関する事務では、システム使用契 約に係る保守管理等の作業や制度改正に伴う プログラム修正業務委託契約において、契約業 者による不正入手、不正な使用等への対策とし て、特に業者選定の際に業者の情報保護管理 体制を確認するとともに、秘密保持契約を締結 している。	事後	契約締結の実態に即して文言 を訂正したものであり、重要な 変更には該当しない。
令和2年10月22日	IIしきい値判断項目－1.対象 人数－いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	再実施にあたり見直したもの であり、重要な変更には該当 しない。
令和2年10月22日	IIしきい値判断項目－2.取扱 者数－いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	再実施にあたり見直したもの であり、重要な変更には該当 しない。
令和4年3月2日	I 関連情報－1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務－③シ ステムの名称	・ねんきんネット	削除	事後	事務で使用しなくなったシス テムの削除であり、重要な変更 には該当しない。
令和5年3月1日	I 関連情報－1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務－②事 務の概要	④国民年金手帳の再交付申請の受理	④基礎年金番号通知書の再交付申請の受理	事後	事務内容の変更により、記載 を修正するもの。
令和7年12月26日	I 関連情報－1. 特定個人情 報を取り扱う事務－②事務の 概要	国民年金法に基づき、以下の事務を行う。	国民年金法、特定障害者に対する特別障害給 付金の支給に関する法律及び年金生活者支援 給付金の支給に関する法律に基づき、以下の 事務を行う。	事後	実態に合わせ、記載を追加す るもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	I 関連情報－1. 特定個人情報を取り扱う事務－②事務の概要	(略)	(略) ⑨受理した届出等の日本年金機構への報告	事後	実態に合わせ、記載を追加するもの。
令和7年12月26日	I 関連情報－1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－③システムの名称	・共通基盤システム(庁内用連携システム)	・共通基盤システム(庁内連携システム)	事後	システム表記の統一によるもの
令和7年12月26日	I 関連情報－1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－③システムの名称	・団体内統合宛名システム(宛名システム等)	・団体内統合宛名システム	事後	システム表記の統一によるもの
令和7年12月26日	I 関連情報－1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－③システムの名称	・税宛名管理システム	・住登外管理システム	事後	システム表記の統一によるもの
令和7年12月26日	I 関連情報－3. 個人番号の利用－法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項 ・別表第1の31項 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立 の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの ・別表第1の83項 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・別表第1の95項 年金生活者支給給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2・59条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 ・別表46項 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの ・別表116項 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・別表128項 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2・59条	事後	番号法改正に伴う項ずれにかかる変更をするもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	Ⅱしきい値判断項目-1. 対象人数-いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	再実施を行ったため
令和7年12月26日	Ⅱしきい値判断項目-2. 取扱者数-いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	再実施を行ったため
令和7年12月26日	Ⅳリスク対策-8. 人手を介在させる作業		項目追加及び以降の項目の番号ずれ	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和7年12月26日	Ⅳリスク対策-11. 最も優先度が高いと考えられる対策		項目追加	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない